

横浜市 DV 被害者定額給付金等相当額支給事業と受け付け状況について

DV被害（配偶者からの暴力被害）により、定額給付金及び子育て応援特別手当を受け取れない方に対して、定額給付金及び子育て応援特別手当相当額を支給します。

1 支給対象者

(1)平成21年2月1日時点において横浜市に住民登録をしている方で、以下の条件を全て満たす方

DV被害により、住民登録してある住所と現住所が異なる方

DV被害者であることを公的機関が証明（保護命令決定通知書・一時保護証明・警察署の相談証明）できる方

または、

(2)平成21年2月1日時点において横浜市に住民登録をしていないが、申請時の現住所が本市内にある方で、以下の条件を全て満たす方

DV被害者であることを公的機関が証明できる方

他都市において同様の支給制度がなく、支給がうけられない方

2 申請方法

専用ダイヤルに電話をいただき、詳細を確認のうえ、申請書等を発送いたします。

届いた申請書に必要事項を記入し、次の必要書類を同封し返信用封筒で返送していただきます。

(1)横浜市定額給付金等相当額支給申請書（請求書）

(2)本人及び同居人（子ども）の本人確認書類（運転免許証・各健康保険被保険者証等）

(3)現住所地の確認が出来る書類（居住している住居の契約書・光熱費の領収書・施設入所証明等）

(4)DV被害者であることのわかる公的機関の証明

(5)振込先口座確認書類

3 申請期間

平成21年8月18日（火曜日）～平成21年11月18日（水曜日）

4 広報等

(1)広報よこはま8月号

(2)横浜市・こども青少年局ホームページ掲載（8月～）

(3)記者発表（7月30日）

(4)関係団体説明：シェルター運営団体（横浜・川崎）市内母子生活支援施設

5 受付状況（平成21年9月14日現在）

| 問合せ件数 | 申請書類発送件数 | 申請件数 | 交付決定件数 | 非該当決定件数 |
|-------|----------|------|--------|---------|
| 152件 | 67件 | 25件 | 14件 | 0件 |